

美原専門委員からの意見（6/13 提出分）

事業実施プロセスに関する WG 委員・専門委員各位
内閣府民間資金等活用事業推進委員会御中(木村様)

美原 融
(専門委員)

標準契約書モデル・解説書案に関する意見提出の件

下記意見します¹²。

A 全般に関する意見

- 分野・概念横断的な標準契約書モデルを提示することは必要かつ重要なこととなるが、国のガイドラインとして提示する以上、明らかな誤謬、表現上の矛盾、非合理的な考え方は最低限修正することが基本となる。標準契約書モデルとなる場合、一部間違っ
ていても後刻改定すればよい、精緻さは不要、7割できていれば十分などとする考え方は適切ではない。プロセスやVFM等理念や概念ならばかかるアプローチも可能だが、既に市場では数百件の現実の契約が締結され、一定の知識と経験の集積が官民双方にある分野でもあり、一方的な考え方、誤謬、非合理的な考え方は、明らかに市場に対し、誤ったメッセージを伝えることになり、混乱を招くからである。
- 尚、後刻不断の改定を実施することを前提とする場合、この枠組みをどう担保し、実践するかを予め決めておかない限り、実効性の無い主張になる(過去、推進委員会で、同様の提案が何度もなされ、明確に合意されたにも拘らず、組織的な市場における実践状況の把握や、ガイドラインの不断の改定のためのチーミングは一度も実践されたことがなく、当初の掛け声だけに終わり、アドホックな対応しかできていないという事実が存在するためである)。

¹ 尚、文中参照しているページ数、項目タイトルは前回 WG にて提示された原資料のページ及び項目タイトルであり、その後提示された資料ではありません。資料4に関する一部指摘事項に関しては6月11日提示案にて改定されていますが、意図を明確化するため一部に関してはコメントを付してあります。

² 資料2-1については、他の書類と微妙に内容が相違する部分があり、短時間ではその全てを検証・精査できず、別途コメントせざるを得ませんのでご了解願います(WGでは解説書のみ説明、議論の対象としたが、現実には資料2-1に詳細展開されている部分もあり、これをも精査の対象にしなければ意味がない)。尚、解説書を改定する場合には、当然関連する2-1も修正すべきであり、これに伴い一部記載されている条文例も修正されるべき。

- 一部内容に関しては十分な議論がなされていない課題があり、慎重な検討を必要とする項目がまだある。また、議論は全て公開されるべきで、内部的に「専門家」が検討したという理由で、内容に関する議論をしないこと自体がおかしいことをWGの構成員自らが認識すべきではないか。現状のままで議論は出尽くしたとするには課題が多すぎる。
- 資料 1、資料 2-1、資料 4、を纏めていくことは、従来のガイドラインの方針にも適っているが、資料 2-2 は個別特殊な分野における参考事例となり、現段階では、当該資料を例え参考資料として提示することも適切であるとは判断できない。これは 現在進行中の個別具体の案件をベースとした資料であること、一方で、様々な議論が現場でなされているのにも拘らず、一方的に国の機関が、かかる事例を参考資料として提示することは、関係する地方公共団体や民間事業者の議論を歪める可能性があること、という事情による。病院関連分野の契約標準化はもちろん進めるべきだが、内容とタイミングは課題(なぜ拙速に、かつ今議論もなく提示されるのか)で、本来市場における具体の案件の発展と進捗を冷静にチェック、判断し、これを評価した上で、標準化を進めるべきであること、多様な可能性と複雑さが入る事例に関し、拙速な判断により、議論もなく、規範の一部を構成する参考資料として国の機関が提示することは問題であると考える。
- 尚、一部資料は、文章表現としては、チェックがなされておらず、一部意味不明の所や論理不明の点もあり、時間もある以上、文章を精査され、しかりとした内容の文章として再提示されることを要求したい(下記は誤字脱字はその全てを指摘していない)。尚、資料 4 は、一般的に文章がこなれていなかったり、英語やカタカナ語の使用のあり方が、文章を読みづらくしていたりする側面がある³。できる限り英文カタカナは避け、簡素化を図るべき。また、過去のガイドラインの手法を踏襲し、法律上使用される用語は統一した方が管理者にとってもわかり易い⁴。

B 資料1:「標準契約書モデル及びその解説(案)主要な論点」に関するコメント

- P4,2 (1): 「サービスの最大化」、「サービスを最大化」では意味が通らず、「サービスの価値の最大化」であろう。
- P4,2 (2): 前提としての「契約」の価値と意義を文章中で明らかにすべき。本来官民は利害が対立する、よって積極的な対話、連携を図るという論旨では契約のポジショニングがない。私法上の契約とは契約当事者間の「利害の調整」がその本来の目的でもあり、

³ 例えば:コミュニケーション 対話、トレンド 趨勢、パフォーマンス 成果等)

⁴例えば「官、発注者,公共」などは「公共施設等の管理者等」、同じ言葉が、官、発注者、公共などと使われている

契約の時点では、明らかにこれら当事者間において、お互いの義務履行に係る合理的な期待感が存在し、初めて、契約が成立する。但し、必ずしも完璧ではなかったり、時間の経過と共に大きな環境変化があったりした場合、ギャップが生まれ、このギャップを埋め、問題を克服するための手法として対話、協力、連携が重要でかつ必要であるということではないのか。殊更、利害の対立のみを強調する必要はない。

- P5(4): 表現としての「様々な状況変化」では何でもありになり、契約条件をオープンにするにはあまりにも甘すぎる表現になってしまう(同様の表現は P3 その他にもあり、全体を見直して、これらを修正することが好ましい)。SoPC4 でも明らかな通り、明確な一定の事象、判断基準がある場合に限ってのみ、「変更」がありうるのであって、「重大な環境変化」や「放置した場合、明らかにVFMが低減する」など判断基準を設けなければ、「何でもあり」になり、結果、契約で決めずに後刻決めれば良いとする安易なモラルハザードを助長しかねないリスクが生まれる。また「変更」には当然説明責任が要求されることが前提となり、これを明記すべきで、安易な「状況変化」が変更のトリガーにならないようにする配慮が必要である。
- P5(5): 「PFI では…最終的に確定するプロセスとなっている」と断定した根拠は何か。事実としてかかる慣行が行なわれている側面もあるということであり、あるべきプロセスの考えを誰かが定義し、こうあるべしといているわけではない。仕組みのあり方によっても異なるが、「設計書や業務仕様」を契約後に決めるという考えの場合、一端契約で取り決めたりリスクが戻る可能性があることを意味し、本来 このリスクを正確に認識しておくこと(できれば避ける)、この前提で実施する場合には慎重な手順や手法を前提に取り決めておくことが好ましいとすることが基本であろう。例えば、かかる場合には、予め価格 Variation の在り方や費用分担のあり方、原則を取り決めておけば、将来の係争を軽減できる。何も考慮せず、後刻協議で決めればよいとするだけでは、必ず後刻係争の対象になりかねないからである。契約段階で原則を詰めることが基本で、これができない場合、単純に「協議により詳細化する」では問題が起こりうることを明確に伝える必要がある。尚、解説文全体に類似的表現が多々あり、誤解が生まれないように慎重な解説が必要とされる部分になる。
- P6 (7): 用語としての「サービスプロバイダー」では日本では一般的すぎ確実に誤解を生みかねない。この場合には、「サービス・インテグレーター」という用語の方がより解り易く適切であろう。
- P7(10): 上記で述べた理由により、病院事業を想定した事業事例の参考添付(資料 2-2)は適切ではない。第一節から第三節まで全文削除することが適切である。

- P9 | 1 : 上記で述べた理由により「状況の変化等に柔軟に対応」という表現は不適切で、「当初定められた前提条件や前提となった環境が大きく変化する場合」など、一定の条件を設け、かつこの判断基準を明らかにするというスタンスを文章に込めるべきであろう。
- P9 | 1 (2): 「重大な変化が生じた場合に備えて、変更を柔軟に行う」では誤解を生む。変化も管理できることもある。「契約上の権利義務関係を修正することがより合理的と判断される場合、これを修正できるメカニズムを予め取り決めておくことが適切」であって、「安易にかつ柔軟に変更」だけでは、概念を濫用するリスクが生まれる。重要性や合理性などの判断基準と共に、説明責任が要求されることが全ての前提であることを強調すべきである。
- P10 | 1 : 「選定事業者にリスクを負わせる」という表現はパートナーシップの考えにフィットすると思えない独善的な表現になる。「選定事業者がリスクを負担する」であろう。
- P10 | 1 : 「書面の必要性」ではなく、「文書化の必要性」であろう。また、「変更内容を書面に残し、適切なモニタリングが可能であるようにする」とあるが、考慮されている変更は権利義務関係の変更であり、明確に契約上の権利義務関係の変更、即ち契約条件の変更として把握することが適切である。権利義務の変更である以上、義務が履行されこれを確認するのはあたりまえであって「適切なモニタリングが可能であるようにする」では不十分となる。何らかの書面があれば良いとする考えに基づき、「…覚書」、「…解釈書」、「…議事録」などという名目を用い、本来、契約条件の改定となる内容が、極めて不透明なまま、実質的に「変更」されている悪しき慣行が一部には存在する(議会の承認を得ることのないようにという考えなのであろうが、契約条件の変更である以上、全て議会承認の対象でもあり、これを避けるのは透明性に欠ける考え方になる)。かかる悪しき慣行を認めるべきではなく、好ましくない旨を明記すべきであろう。
- P11,4 「財務モデル等の合意」: 極めて生煮えの議論のまま、かつ正確な理解の無いままに文章が記述されており、内容の検討が必要となる。財務モデル等の合意とは、あくまでも公認会計士等の第三者によるモデルロジックの検証が前提になると共に、契約時点における契約条件の合意形成の前提となった条件モデルを確認すること、この一定条件が契約解除価格の算定に合理的に用いられることなどがその目的であって、この前提が実際の事業性と一致することや将来にわたり、同じ条件が固定することを目的としたものではない。契約時点の条件を前提に、民間事業者はあらゆるリスクを担い、リスクを管理しながら、事業を遂行していくことになり、費用増もあれば、事業性がなくな

ることもある。これを正確に財務モデルとして把握し、官民双方が情報を共有する必要性はない。この意味では「一定のタイミングで・詳細な事業計画を官民双方で合意するプロセス」は明らかに民に対する intrusion, micro-management になる。契約締結後、運営開始前段階で「詳細な事業計画につき合意するプロセス」は不要であり、事業性や費用構造に関し、本来合意取得が不要な部分にまで官が不当に介入することをまねかかねず、我が国の現状や慣行から判断した場合、大きな問題になりかねない。契約時点での詳細合意は適切だが、契約後はリスクを持たせて事業を開発、運営させることを原則とするならば、頻繁に変わりうるその事業性等の内容につき官民が合意しなければならないという必然性はない(この意味では、契約解除価格算定のための財務モデルは、契約時点での合理的な推定を根拠とする一つの指標でしかない。これを解除価格算定の根拠とすることもできうれば、契約解除時点での契約の市場価値を算定根拠にするなどという考え方もある。多様な選択肢があり、考え方を断定的に捉えないほうが好ましいと思われる)。

尚、契約解除価格設定のために上記とは異なる指標や考えを予め定めることはありうる。(P35 の記述と P11 の記述・表記は内容的に合致していない側面があるのではないか)

- P13II, 2: 「価格算定プロセスにおける負担」、誰の負担で如何なる負担か、明確に記載しないと文章が理解できない。
- P13,II3:既に述べた理由により「状況に応じて柔軟に」は不適切な表現になる。「変更の必要性」に至る判断基準が説明責任上もより重要になることの説明が必要であろう。
- P14,3(5): プライスオープニング、契約条件のオープニングはあくまでも、例外規定で、全てのケースに適用されるべき考え方ではないこと、後刻柔軟な修正・変更が可能という甘い表現で、何らの判断基準や要件をも記載しない場合、確実に 最初の契約上の取り決めが曖昧になること、後で決めれば十分という悪しき衝動を誘発することになりかねないリスクがあることを明確に解説すべきであろう。現実に行われている悪しき慣行として、後刻調整できることをささやき、本来予め取り決めるべき内容を後回しにしているなどが散見されている。かかる慣行を明確に不適切と指摘し、否定しない限り、問題の本質的解決にはならない。
- P14,4 (1) 、 一方的に「選定事業者が必要と考える」ではなく、管理者ないしは選定事業者のどちらかが必要と判断した場合であろう。
- P15(3):表現が不適切と判断する。「特に複雑な案件」という前提で、全てを開業直前に

決めればよいとする安易な判断をもたらさない解説が必要。原則は契約時点で取り決め、一部条件の調整程度であるべきで、市場が混乱する記述は好ましくない。

- P15 (4) 「基本的には一括して支払う…」：断定的に一つの選択肢を設定することは好ましくない。金額、その影響度、予算措置、負担の在り方、VFM の在り方などを検討し、何が適切かを管理者が考え、選択することが基本であろう。一律に「基本」が決まると考えるのは不適切となる。尚、変更後に「定期的に」支払うとは意味不明。また、このページの記述は 26 ページの記述・表現と一部矛盾しないか。
- P16 (5):全てのケースに専門家、弁護士は不要であろう。金額以上に、また金額だけではなく、その「必要性」と「業務の内容」についても当然のことながら事前合意の対象となる。
- P17,(6) : 一部解除ができる場合はそのほか： 業務が必要な場合その継承がスムーズにできる場合、 業務そのものが不要という変更内容の場合、もある。
- P17(6) : 協力事業者の業務の一部ないしは全部が解除の対象となる場合には、選定事業者が如何なる解除条件で SPC と契約しているのかにもより、大きく状況は異なる。これはサービスの属性や内容、業態、市場における代替性の有無等によっても異なりうることより、この に記載されている内容は詰めが甘く、一方的であろう(長期継続契約の条件を協力事業者にパススルーする枠組みもあれば、パススルーせずに、また、長期継続契約を前提とせずに、一端 SPC がリスクを支え、任意解除条件を協力事業者との間で保持するという枠組みもありえ、これら条件次第では、管理者にとっての費用は変わりうるからである。この意味では、協力事業者との関係で SPC が負担なき任意解除権を保持していれば、大きな費用負担なしに、解除できることもありうる。この場合、SPC に損失補償が必要か否かも、状況によるところがあり、註の記載事項は一方的な印象を受ける)。少なくともかかる選択肢がある以上、断定的に規定することは適切とはいえない。
- P19-24: 簡易なものを除き、如何なる事象、判断基準が変更要求をもたらすかの明記は条文例においても必要であろう。拒否事由があるから記載は不要ということにはならない。管理者が非合理的な行動をとらず、モラルハザードを引き起こさないという保証はあくまでも明確な判断基準とその説明責任に求めなければ、確実に概念の乱用が起こりかねないからである。
- P20 iii 変更拒否: 経済合理性の無い一方的に非合理的な要求を拒否事由として含めるべ

きではないのか。解説では一部触れられているが、条文例では極めて曖昧な文章になっており、明確な表現とはいえない。

- P21, 4: 4項記載の内容が適切か否か、全体が適用できるか否かは前述したとおりである。状況次第となる旨の注意書きが必要であろう。個別の状況に応じて変わりうるものが記載されない限り、極めて硬直的な内容になる。
- P23 5: 「受注者の選定」は「義務」か「協力」のみかこの表現では不明となる(類似的な文章は他にも存在する。例えば P31)。前者の意味であるとするれば、変更と不可分の部分について契約を終了させる場合、「新たな受注者の選定」を「義務」とすることは唯一の解ではないと共に、適切な考え方とはならないことがある(単純に協力事業者のみの問題ならば確かに受注者を代替し、同様に管理する義務として規定できようが、そうでない場合には状況が異なるからである。例えば代替事業者の問題ではなく、価格や条件など誰が担っても同じ問題がある場合、代替者選定義務を負わせても意味がなくなる。この場合、青天井の義務を負い、合理的な解決策とはならない。一定の考えは、それを可能にする前提と条件があり、初めて可能になる)。
- P25, III 3: 通常の経済状態の場合、想定できない急激な物価高騰が生じることは考えにくく、競争市場において民間主体がかかる「急激な物価高騰」に備え、「予備費」をこれに積むことはまず考えられない。結果、もしかかる状況が生じたとするれば、一方的に事業者の採算、キャッシュフローが悪くなり、事業構造が脆弱になるという効果をもたらすことになる(直接的に「VFMが低下する」わけではない。事業自体がリスクと費用を抱え、脆弱な構図となることは、影響度が大きく、適切ではないとする考え方の方が正しい)。もっとも現下の状況は通常の経済状態とは言えず、明らかに急激な物価高騰が頻発している。この状況では、応札前であるならば、予備費を積む行動よりも、何らかの手配を考慮しない場合、入札が不調になる、即ち応札しない選択行動が取られることが通例であろう。予備費を積んで応札できる状況ではあるまい(予備費はある程度の見極めがあった場合、初めて効果的に機能する。どうなるかわからない状態では効果的に機能しにくい)。よって、「…生じた場合、予備費を積む…VFM が低下するおそれがある」という口ジックは適切ではない。
- P26 5 : 建設費は資本コストでもあり、この規定は明らかに 15 ページの記述と一部矛盾する。基本的には、必要な資金調達、負担の在り方には多様な考え方があるが、ここではあくまでも建設請負工事契約における追加費用増としてとらえており、SPC, PFI 事業者との枠組みでこれを捉えていないため、奇異な感じがする。本来は SPC との関係としてとらえるのが基本であり、SPC にとっては、これは資本コスト、資金調達費用、

費用の回収を含め、多様な選択肢がありうる(単純に建設請負契約増加費用として、PFI事業契約の枠組みとは別に、請負工事事業者に費用増を支払うという考え方ならば、PFIの意味が問われることになりかねないのではないか)。

- P29,30 (2) : 新しい委託先の不履行リスクは当然 SPC の義務となろう。同じ枠組みで継承することがすべての前提になり、不履行リスクの取扱いに留意するでは意味不明となる。同様に、融資銀行団の同意取得は全ての前提、手順となるだけであり、「影響を与える」ではなく、同じ枠組み、同等の条件で承継することにつき事前同意取得がひとつのステップとして必要になるだけでしかない。同一性を立証できない場合、同意を得られないことになり、始めてそのときに「影響が生じる」ことになる。より明確に記載しなければ、これでは理解できない。
- P32 1 概要: 民間事業者は長期継続契約の「有効性」と「継続性」を前提として、長期の投融资をコミットする。その実現と継続の為に、大きなリスクと費用を抱え込み、契約が継続されること、管理者が契約の遂行をコミットしていることを信用して、長期に亘り、コストの回収を図ることが全ての前提になる。これが、行政府の意思で崩れる場合、民間主体は大きな費用負担を抱える。かかる事情により、行政側の事情により契約解除が行使される場合には、「費用がかかる」ことを文章として明示的にすべきであろう。「民により予測できないリスク」だから問題となるのではない。「費用がかかる」からこそ問題であるのであり、これは民にとっても問題であると共に、管理者にとっても大きな問題になる。費用が転嫁されうる可能性があるからこそ、管理者は慎重になると共に、安易な形でモラルハザードを防ぐことができる。「(合理的な理由もなく)安易な形で管理者が契約解除を行使しないこと」に関する留意事項も必要であろう。
- P32 2: 曖昧なのは、 補償の対象と範囲、並びに 算定の在り方。ここから起因して、補償額になる。
- P33,4 (2): 融資契約はPFI事業契約に密接に関係する重要関連契約であり、かつ直接契約により、事業者の権利義務の担保化や、期限の利益喪失事由などの場合には事前に通告を得て協議に入る必要性があることより、本来PFI事業契約後であろうとも、管理者は融資契約の内容を正確に把握しておく必要がある(もし、PFI 契約解除を企図する場合、当然、融資契約も解除の対象となり、この場合には融資契約解除費用を把握するためにも当然内容を把握しておくことが必要になってくる)。ところが現実においては、一部民間主体は企業上の機密事項や第三者に対する守秘義務などを名目上の理由として、本来管理者に対し開示されるべきこれら情報や契約書を秘匿するというおかしな慣行が存在している。管理者に対する情報開示の原則がなければ、優先貸付人への期

限前弁済補償も算定できるわけがない。Due diligence 以前の問題が存在するのが現実で、このおかしな慣行を是正する留意事項を明確に冒頭に記載すべきであろう。事業契約に直接的にリンクする重要契約書類に関しては、管理者はその内容を正確に把握する必要があり、当然その写しが事業者より管理者に提出され、開示されるべきである (SoPC4 でも同様の規定がある)。

- P34 (3) 委託先への補償: 委託契約の解除に伴い SPC が負担することになる費用は全て支払うことは当然となるが、前述したとおり、SPC と協力企業との委託契約は必ずしも長期契約として PFI 事業契約の条件をパススルーする選択肢だけではなく、業やサービスの属性、市場における代替性や競争性から短期契約ないしは複数年契約を継続し、契約を管理していくというケースもある。この場合には任意解除に伴う(管理者が支払う)SPC 費用は確実に縮減できる。かかる可能性がある以上、一方的、断定的な解説はこの部分に関してはおかしいと考えるを得ない。長期継続契約、パススルーという前提は一つの選択肢である以上、これを前提にすべてを固定的に規定する必要は適切ではあるまい。
- P34 注 22: メザニン融資の場合、株主と経済利害関係を同一にする第三者は株主と同様に扱わなければならない。株主が直接実施する場合は稀で、経済的利害関係を同一にする第三者に融資を委ねる方法が存在し、この場合、株主と同等と考えるべきであろう。
- P35-37: 財務モデルは一定の指標にすぎず、(よほど固定的な案件でリスクが全くない場合は例外として) 確実に現実とは異なったものになる。この意味では契約時点での財務モデルはあくまでも一つの判断基準にすぎず、完璧なものではない。また、実際のモデルや収益率といっても、明らかに前提は変化することになり、契約後の時点においては、単純な形で合意できるものとはならない。この実態を正確に留意することが必要であろう。合理的な説明責任を果たせることを前提に、多様なアプローチや考え方・選択肢があること、これらをどう実務上展開していくかは今後の課題となることを明記する必要がある(尚、この部分記述は P11-12 の表現と内容が一致するか)。尚、通常、将来の逸失利益を考慮する場合、様々な要因を考慮して、割り引かれる。
- P36: ハイリスクハイリターンの場合でも、(たとえ契約的規定はなくとも) 物理的な収入制約要因がある場合もあると共に(例えば要素を一定量しか収容できない場合、固定費負担に何らかの制約や上限がある場合、施設の機械能力に限界がある場合など)、リスクがある場合、当然収益は割引の対象になる。これらの場合、推定は不可能ではないとはいえ、恣意的要素が入ることを理解する必要がある。

- P37 条文例:一部文章に関しては、前段との関係で説明不足の点があり、このままでは誤解を招くくらいがないわけではない。慎重な検討が必要であろう。
- P39 1: 第1節:文章ロジックがおかしい。
- P29 2 (2): 仕組みを構築するのは、あくまでも「問題が顕在化した場合には…」であろう。
- P39,40: 「調整会議」の事前設置と定期会議:極めて奇異な屋上屋を重ねる概念であり、かつ議論も全く生煮えであり、全面改定することが好ましい。予め設置し、定期会議で「予防」するなど全く意味はない。契約当事者間の対話の重要性は当然のことだが、係争に限り、これを特筆し、何らかの定期的協議があれば、解決できるとするのはおかしい。紛争予防など何を議論するのか(予防する意図をもって、紛争を避けることはできない)。本来しっかりとした当事者間の定期協議の枠組みと協調と協力があれば、契約上の義務履行は着実に遂行できるはずでもあり、紛争予防もへったくれもない。また、問題の対象が何かを理解しないままに、何をもちて予め「解決にふさわしい構成員」などをコンフリクトの調整もなしに選定できるのか理解に苦しむ。非契約的概念を持ち込むべきではない。考慮すべきは下記になる。
 - (a) 係争の対象になる事象が生じていると契約当事者のどちらかが判断する場合、その論拠を明確にした上で、当該契約当事者は書面により(関係者協議会の一部として)係争に係る「調整会議」を招集することができる。参加は義務、拒否できないこととすればよい。係争の対象になるという認識があり、初めて問題の議論をすることができる⁵。
 - (b) 問題の認知と解決への糸口を見出すための対象となった事象に係る協議であり、裁定や調停に至るまえの事前協議になる。この時点では、第三者の参加は不要であろう(当事者間のみによる真摯かつ誠実な協議が全ての前提になる。どちらかの当事者がこれを拒否したり、誠実な行動を取らない場合、調停・仲裁を含む係争処理か提訴しか方法はなくなる)。
 - (c) 関係者協議会なるものが、単なる事務的な調整会議に終始しているのが現実とすれば、これは日常的な定例会議としての位置づけでしかない。係争のための調整会議は非日常的行為でもあり、これとは切り離して、係争の論点のみを議論する会議として位置づけることがより適切となる。係争は、それが生じた場合、お互いの責任者がその問題に関してのみ協議する場を設け、これを協議することを義務づける

⁵ 係争の為の対話ができない、コミュニケーション不足、だから最初から調整会議が必要などとする考え方は本末転倒であることを理解する必要がある。また、「紛争予防」という考え方も極めて奇異に写る。

ことが最初のステップとなる。

- (d) 当該「調整会議」はあくまでも特定目的のための暫時的な存在であり、対象となる係争が解決できるか、調停、仲裁に至る場合には、その機能は基本的に終結すると考えることが好ましい。その旨の手続き規定をも契約に織り込むことが適切であろう。

- P40 :中立的専門家による裁定手続き：議論もなしに断定的にかつ一方的に「手続きを規定する」とすることは如何なものか。通常、「技術的事項や専門的事項、単純事実認定、技術認定などが係争の対象となる場合には、中立的専門家による裁定がより効果的なパス(手順、道筋)になることがある」程度にとどめるべきであろう。中立的専門家の採用はあくまでも一つの選択肢、かつ係争の対象が専門的である場合のみというのが国際的な常識になる。この意味では、専門家裁定は限られた領域においてのみ効果的となるので、全ての係争に適用できる考えではない。尚、中立的専門家による裁定はファーストトラックではあるが、その手順や判断基準等は、実務的には仲裁行為に極めて類似的な手順を取ることが多い。状況や事由次第ではまず第三者裁定にかけ、その後仲裁を経ざるを得ないものもあると共に、対象となる係争事由が専門家裁定に不適である場合、直接仲裁行為となる場合もある。通常、事象の属性に応じて、これらのパスを定義することになる(例えば、緊急性、重要性、専門的判断の必要性などになる)。
- P41 1) イ):裁定人を予め定める場合には、リテイナー・フィーとして選任した段階から、たとえ裁定行為がなくとも費用がかかることが通例となる(ただではない)。手続き負担ではなく、手続き及び費用負担があることを明確にすべきであり、管理者も当然この事実を理解し、予算措置を図る必要がある(但し、実際の係争や業務が生じていないのに、フィーを支払わざるを得ないという状況は管理者にとり、馴染みが薄いことと共に、理解を得にくいことに留意すべきであろう)。また、専門家を起用する場合、当該専門事由以外ではその起用が適切でない場合も多く、コンフリクトの問題も単にクリアーできるとは判断できず、予め選任することはよほどの事情がない限り、正当化できる考えとはならない(予め選任しておけば、後刻時間を節約という判断であろうが、事実は全く逆で、逆にかかる事実が係争の種を生みかねないということもある)。
- P42 (1)紛争予防の為の枠組み: 1)項は事業者選定時点、即ち、入札手続き法上の不満が、入札手続き上の係争事由となりうることを示している模様だが、不適切であると共に、契約後の係争と何が関連するのか? 評価上の採点や評価が、係争の背景ないしは理由となるならば、(契約前)の入札手続き法上の課題であり、契約後の係争事由の対象ではあるまい。契約前の問題が係争の原因となるならば、契約行為そのものが意味をもたない。尚、(1)項全般にわたり、内容・表現共に、適切とは判断できず、全面修正

ないしは削除が必要であろう。

- P43： 裁定人の報酬は組織などの場合には、一定の水準が決まっていることが多く、自由な交渉の対象とはなりにくい事情もあることに留意すべきであろう。
- P43: 但し、不可抗力事由等により義務履行ができない場合は例外となる。
- P46 条文例 調整会議:適切な条文例であるとは判断できない。上記コメントに伴い、全文修正する必要がある。
- P47 ポイント:上記コメントに伴い、全文修正する必要がある。
- P48、 2 例 :この場合、たとえ法令変更事由になったとしても、その対象、適用範囲(財並びに工事、単価と量、及び影響度など)に関しては、予め、費用ブレークダウンなどを了解しておかない限り、単純に評価判断できない側面があることにも注意が必要である。
- P51、 : 民間事業との差異は「撤退することなどにより回避することができるもの」とは極めて極端な表現・内容になる。「収益や支出の枠組みが固定しており、税制変更に伴う費用増を、収益を増大して吸収できる手段が限定される」ことが差異の基本であろう。
- P52 (4) 1)項: 勿論この場合「合理的な費用増の立証責任は民間主体にあることが前提となる」旨の留意事項が必要となる。
- P53 (3): 法令変更に基づく増加費用は、その対象、金額を予め予測することは難しく、具体的な根拠がないままに、極めて曖昧な形で将来の偶発債務に対し、債務負担行為を設定することを意味する。適切な行為といえるか否か懸念なしとしない。本来行うべきは、対象額の決定、負担等に関しても、時間的余裕があるはずであり、大まかな金額を算定・合意後、議会にはかり、債務負担行為を修正、改定することが筋ではないのか、曖昧な形での Contingency を債務負担行為で設定しても、大きな金額の Contingency は設定できず、この考えは費用的なインパクトが一定範囲内に限定される場合のみに有効で全てのケースをこれで処理できない。足りなければ全く意味がないのではないか。
- P57: 条文例、通知など及び協議:概念構成が単純化すぎる。通常、義務履行不能、要求水準変更が必要となる場合、費用が増加する場合という単純規定ではなく、義務履

行不能や費用増が想定されるが法律変更によりかかる事象が確実に生じることを認知した段階で通知をし、協議に入り、影響の縮小化や、費用増の確定などを議論することが通例ではないのか。事実をフラットに規定し、通知日以降当該法令変更等で履行不能となった義務についても義務履行を免れるという規定も、上記コンテキストの下では現実を無視している。事象の生起、その現実化に時間的余裕がある場合(法令変更の場合には通常は実際の費用増となるまでにはかなりの時間的スパンがある)、これを活用するという観点から権利義務関係を規定すべきで、費用の詳細も、確実にこれが実現するまでは捕捉できないことも多い。現実を無視し、短略的に契約規定を捉える考え方は真に奇異と判断せざるを得ない。

- P60 1: 課題: サービス対価の減額をトリガーする要素は重要度だけではなく、影響度、深刻度などをも勘案する。
- P60 (2): 運営比率の高い事業などに関しては、運営の実情に合わせて「調整」する仕組みは確かに有効であろうが、予め規定された基本の権利義務関係から大きく逸脱する場合、モニタリングに伴う追加費用などが係争の対象になりうる可能性が大きいこと、この実情に合わせる調整は何でもありではないことを管理者が正確に理解する必要がある。(この認識の差異が現場において多様な係争をもたらしたり、官民の不信の一要因となったりした事例も多いのが現実である)。
- P62 3 (1) c): 関係者協議会なるものを設置することが慣行として定着しつつある以上、これに定期モニタリング委員会の機能を付与すれば事足りる。新たな名称のもとに、別委員会を定期的に組織化し、屋上屋を重ねることに何の価値があるのか。いたずらに複雑化することは適切な考え方とはいえないのではないのか。既に協議の仕組みが存在しているならば、如何にこれを活性化し、意味ある協議の枠組みにしていくことこそが本来もとめられているのではないのか。
- P62 3 (1),(e): 短略化しすぎる。もっとも重要なのは、モニタリングによる問題の察知、お互いの認識、影響度・深刻度・重要度に応じた対応措置、治癒・修復に向けての事業者による努力、これら結果を反映したペナルティ・ポイントの付与、猶予などの事前段階における関係当事者の努力等であり、ペナルティ・ポイントの付与から始まるステップは適切な手順とはいえない。
- P64 図: 施行段階のモニタリングは、中間確認等により直接あるいは間接的にモニタリングであろうし、ここで「実際は・・・実施」などは不要。中間確認等は選択肢としては直接あるいは間接の両方が存在しうる。

- P65(3) 1):「重みづけ」:何を対象に重みづけるとは何かに関する解説が必要か。読んだだけでは分かりづらいため(モニタリングガイドラインも参照)
- P66 2):分かりにくいのは状況の説明背景がないため。「サービス購入型で、利用者の増加などで…場合には」ということか。利用料金制の場合、この説明だけではおかしい。2つのケースをパラに記載するならば理解できるが。
- P67(3) : モニタリングのフォーム:一定の枠組み、形式を固定すると、形式主義になり、実効性が無くなるのが本当の問題で形式(フォーム)ではなく内実(サブスタンス)の問題ではないのか。標準化の解説にも一部記載があるが、日報の閲覧などはコンピュータ化し、自動的にスキャンし、問題点のみをピックアップするとか、作業手順や、やり方、アプローチを変えてみる、合理化する、毎日同じ定性的な文章の羅列とならない仕組みや工夫を取り入れ、実態を把握できるようにするなどの努力が必要で、フォームを改定すれば、問題は解決できるとするのは適切ではない。

B:「要求水準書作成指針案(資料4)に関するコメント

- P2: 監視 = モニタリングか? 過去の委員会で議論された経緯あり。微妙に異なる故、=としないほうが適切では(行政法上の考えも聴取されること)
- P3. P12:「PFI コンセプト」: 図中要求水準書の一構成要素としてあるPFIコンセプトを削除すべきであろう。概念としてかつ、新しい文書として要求水準書の中に一つの書類があるということを規定することはリダundantになる。要求水準書はあくまでも仕様がその骨格であり、これを考える考え方、アプローチとして、考える要素があるといっているだけに過ぎないならば、殊更、これをPFIコンセプト、PFIコンセプト書という形で、あたかも別の書類が存在することを強調することにより、価値が生まれるとも思えない。単純に概念を複雑化するだけに終始しており、簡略化すべきであろう。事業コンセプトの考えを要求水準書にうまく落とし込むことが目的である以上、殊更、新たな概念として別定義する価値はない。
以下、本文全体を同様の趣旨で改定すべきと考える。
- P4「事業コンセプト書」:「事業コンセプトの明確化」ならまだわかるが、殊更、一つの文書として「…書」と記述することに付加価値があるとも思えず、いたずらに複雑化しているだけと判断される。基本は実施方針ないしは実施方針を構成する業務要求水準書

の一部として事業の目的を記述するものであり、従前からこれは一部の自治体では実施方針の中で明らかにするという慣行が存在していた。かかる慣行を尊重すべきで、新たな書類が増えるという印象を与え複雑化すべきではない。以下、本文全体を同様の趣旨で改定すべきと考える。

- P6:「アフォーダビリティ」: 英語を利用すると我が国では誤解を受ける側面がある。後年度財政負担能力を意味する言葉として用いられるならば「財政負担許容度」の方が適切だが、もしそうであるならば、要求水準書の段階でかかる財政負担許容度を考えることはおかしい。本来、構想・企画から導入可能性調査の段階で明示的に財政負担許容度評価がなされなければおかしいからである。ここでは「予算許容度」に近い考え方ではないのか。狭義の意味では英国なども Affordability Disclosure なる言葉を利用しているが、ここでいうアフォーダビリティは財政負担許容度というよりも、仕様との関係でとられており、「予算制約ないしは予算許容度」に近く、一定の予算、支払許容度を要求水準や仕様のあり方でバランスをとるという考え方につながる。英語を用い、これを「後年度財政負担能力」と訳すから誤解を受けるのであって、より適格な表現に直すことが適切であろう。
- P7:「支払メカニズムは…優先順位を明確に示す」は解り易い日本語といえるか。
- P9 : 事業コンセプト書: 上述したとおりの修正が必要。
- P9 : 全体の中でこの部分をより理解しやすくするために、制度上のプロセス手順の中で位置づける一文があった方が解り易い。基本は実施方針を策定、公表する段階で、要求水準書も添付し、この中の要素としてこれらを考えるということであろう。
- P15 : 要求水準の明確化のレベルとしては、民間事業者が「サービスの提供に係わるリスクを評価し」、サービスの提供に必要な(実)費用を見積もることが可能であることが必要。リスクは評価され、コスト化されるため、「必要な費用」だけに留まらないことがある。
- P24 : 業務プロセス全般の見直しに関し、ユーザーと協議する場合、「設計協議により内容を詰める」とあるが、ここでの問題は「設計協議」だけに留まらない。設計の議論により業務プロセス全般の詰め、見直しはできない。尚、従来管理者等が担ってきた業務を事業者に委ねる場合、事前の情報開示や民間による BPR 提案は効果大きい。これは管理者等が担う業務の BPR に直接的にはリンクしないし、管理者が担う所掌の合理化ではない(管理者所掌部分の BPR を民間が提案することに無理があるのは、組織や

人員布陣を変えることになるため、インパクトが大きすぎるという理由による)。但し、管理者等への業務のインパクトはありうる(業務プロセスの見直しは、官民双方の業務のあり方を変えうる。全て BPR が良いと単純にいうだけではなく、かかる留意事項も必要であろう)。

- P2 : 「経験の無い分野」では、「入札公告前の段階において民間事業者からの意見を収集」だけでは到底効果が薄い。現実に取りれたプラクティスは、管理者等による積極的な情報公開(業務内容、人員布陣、予算、業務手法等)、類似他施設の見学・意見交換、様々な対話などで、行政実務と実態に関し、情報公開を徹底し、民間との意識や認識のギャップを埋めることであり、刑務所 PFI などの場合には組織的にかかる手法がとられ、うまくいった事例になる。単なるアドバイザーによる「表現の工夫」で民間側の理解が得られるわけではあるまい。単に「必要な情報が確認されているかを確認すべき」では何をいっているか理解できない。何がギャップを埋める具体的な手段になるかを明確に提示することが好ましい。
- P28: アフォーダビリティ: P6 と同様のコメントになる。基本的な財政許容度評価としてのアフォーダビリティは導入可能性調査の段階で、一定範囲の感度分析(Sensitivity Analysis)により、支払のピークや支払総額を全体の許容度の範囲の中で捉え、これが実施可能であると判断される場合に、初めて PFI 事業が実施されることになる。この段階で如何なる要素がどう変化した場合、どう大きなインパクトを与えるかを予め理解することができる。通常の場合、「要求水準書の内容の具体化や詳細化、変更」などにより、この大きな財政許容度評価や PFI の根幹が崩れることは想定できにくい。もし、かかる要素が全体の財政許容度評価に影響を与えるとすれば、当初かなり無理な評価・分析しかなされていなかったことになる。財政許容度評価は本来、「適宜確認」するものではないし、もし管理者等の財政状況に応じて適宜確認が必要となるくらいに PFI の支払負担が管理者の財政に影響を与えうるならば、本来、PFI を進めること自体が危うい選択肢でしかなかったことになる。かかる状況が想定しうる場合、本来、PFI 事業の実施は選択すべきではない。ここでいうチェック、レビューは狭義の意味でのアフォーダビリティで「予定価格や予算制約」という意味合いではないのか? 大きな考えと詳細の考えが混在化しているため、極めて理解しがたい側面になる。
- P29 : VFMガイドラインに記載されたPSC算出は一つの合理的な手法だが、民間提案に依存する側面のある案件や、民間との対話を通じて、仕様などの基本が固まる案件に関しては過去のデータから合理的に算定することは難しいという側面もある。品確法的なアプローチによるPSC、予定価格の精緻化も触れる必要があるのではないか。

- P31; 予定価格の開示に関しては、かかる開示が競争を歪めないこと(予定価格に焦点が集中し、サービスと対価の関係が歪み、非合理的な価格決定がなされるリスク)、管理者等にとり、不利な調達にならないこと(効果的な競争にならず、VFMが向上しないリスク)が要件となることをリマインドすべきであろう。「情報開示の必要性」だけではなく、予定価格の硬直性から、様々な潜在的問題があることも本来リマインドすべきであるとする。
- P33: Remedial Period であろうから、「回復期間」というよりも、「修復期間」とした方が一般的であるように見受けられる。P34 :パフォーマンスパラメータは成果指標、キーパフォーマンスパラメータは重要成果指標とでもしたほうがわかりやすいのでは。P37 (REV) パフォーマンスは「業績」というよりも「成果」。
- P36(英国病院事業の例の最後の解説):説明が直訳でこれではくどい。同じことを言うのでもっと単純化し、解り易く記載すべき。
- P42 (REV P44): ここでいう統轄マネージメント業務とはあくまでも受託の対象となる業務のマネージメントであり、管理者等が担う公共サービス提供の責任を代替するものでもなければ、管理者のコア部分の所掌をも代替するものではないことの留意が必要である(この意味では PFI 事業者が公共サービス提供の経営責任を代替することはありえないが、経営全般に対する支援や貢献などの名目で現実的には民間PFI事業者に対する過度の期待より、認識の誤解が生じてしまっている案件も現実にはあり、これが係争の種になることがある)。
- P47、48 図 : 事業者選定前段階において、要求水準書並びにモニタリング基本計画書とともに、事業契約書(案)がなければ、支払メカニズムを一括で提示することにはならない。尚、支払いメカニズムは契約書の一部構成要素でもあり、未払いや様々な債務不履行事由、これに伴う Cure & Remedy の考え方ともリンクするため、その一部のみを抜書きするだけではリスクの総体を把握できない(例えば添付書類として支払い条件を別だてにし、この部分のみを別途準備すれば事足りると考えることは好ましくない)。上記に伴い、P48 の図は中途半端でもあり、支払メカニズムを構成する契約条件(契約書案)がどの時点でどうリンクするかを記載しなければ書類の流れとしては不十分となる。支払メカニズムの欄を拡充し、補完して図を記載すべきであろう。P47 (ウ)は他の記述と平仄を合わせるべきで、具体的な方法が単純に選定後決まる、後回しにしても可というニュアンスを排除し、補足的な解説を付記すべきであろう(何を事業者選定段階で決めて、何が後刻明確化ということで残せるのかの判断基準なしに、後回し、協議という表現を用いれば、誤解を生みかねない)。

- P50:地球温暖化への対応 : 現実にある案件ではエネルギーの実利用者は PFI 事業者外(例えば管理者等)であり、管理やマネージメントの手段が無い(即ちマネージメントができない)にも拘らず、費用の負担を固定的に強いたり、無理やりかかる所掌を民間事業者に押し付けたりしている悪しき慣行、案件が存在する。P50 の表には入らないが、悪しき慣行、ないしはエネルギーマネージメントの考えを取り違えている例があることをリマインドすべきであろう。P53 :LCCO2 は何ら説明もなく用語として用いられているが、これは簡易な表現といえるか。
- P56(その他の課題): 「PFI 事業においては・・・プロセスとなっている」とあるが、プロセスとして誰かがこうあるべきと決めたわけではなく、かかる慣行が往々にして散見されるということだけではないのか。 「一定の段階で確定させ」とあるが適切な考え方か。契約締結後、「一定の段階」で確定ならば既にこの段階で価格改定になりうるわけでここまではただ「その後」は有料とするには、予め明確な判断基準を定め、係争が起こらない契約の枠組みを取り決めておくことが必要ではないのか。
- P57 : 「地方公共団体においては、PFI 事業の実施経験のない団体が多く」:好ましい表現ではあるまい。否定的に、一概に経験が無いと断定することは好ましくない。例えば「地方公共団体においては行政手法としての PFI 事業に関しては、理解は進んではいるものの、要求水準の作成やアウトプット仕様の設定は、実務知識としては、新しい分野となるために、内部に経験の蓄積は殆どない」などにすべきであろう。
- P57、P58 図: 「所轄官庁の PFI 担当部局などが集約を行なう」という表現や図中にある「所管官庁」が自治体を含む管理者等をコントロールすることを暗に表示する図は適切とは判断できない。国が担う分野、案件は限定され、過半の管理者等は地方公共団体になる。この場合、業を担う「所管官庁の PFI 担当部局が集約を行なう」ことは必ずしも適切な考え方ではない(所管官庁は事実補助金の配分は行なっても、PFI に関する知見、経験や所管官庁には必ずしも集積しておらず、そもそも知識、ノウハウ、ベストプラクティスを集約し、これを評価する能力、経験、スタッフィングは限られるという現実を認識すべきであろう。かつ、所管官庁が地方公共団体を「指導」し、「管理」しかねない構図は、地方分権の原則からいっても適切とは考えられない)。国としての「知識・ノウハウ・ベストプラクティスの集約、蓄積、要求水準書の様式の整備、中立的な立場からの「書面やヒアリング等による事後調査」などができるのは、国の機関としての推進委員会ではないのか。この義務を放棄して、所管官庁に委ねることは、社会的費用も大きくなり、無駄以外の何者でもない。同様に所管官庁の PFI 担当者が管理者等に対し、「研修」や「関与を深める」(REV P54)ことは適切な考えとは判断されない(過去、組織的な知識・

経験の蓄積が所管官庁にあるわけではないために、今の段階から所管官庁といっても、時間と費用のムダになる。ばらばらにせずにリソースや財源を集約しながら、国の機関がこれを担うことが本来の筋であろう。また、我が国の所管官庁の PFI への関与は英国における所管官庁とは根本的に異なることを理解すべきである)。

- P59 (REV P55) : Page 25 にも一部内容が同一であり、若干リダントとなる。かつニュアンスの異なる表現を用いるのはいかなものか(上記 Page 25 に関して述べたコメントを参照)。「完全に見極めることは不可能」、「事業契約後の対話により要求水準を充実する」という表現も適切とは判断できない。全体的な表現が前半部と比較するとかなり断定的かつ一方的なものになっている。経験の少ない事業分野であっても、事前準備段階での積極的な情報公開や対話により、かなり詰められる部分は多い。あらゆる方法を駆使し、公告の前段階で、官民が理解と認識を深めることにより、ある程度の基本的枠組みは解決できる。契約後に決めればよいとする単純思考をとらず、原則を変える内容や表現は適切であるとは判断できない。この部分は、前半部をも参照とし、表現、内容いずれも修正されるべき。
- P60 (要求水準書の構成要素) : 前半部と同じことを数回に亘り記載しており、リダントとなる。ここに記載する価値があるか疑問となる。「他の書類」ではなく「構成要素」であろう。事業コンセプトを「示す書類」は適切ではない。他の場所で目的、役割の記述部分となっている以上、要求水準書の一要素として、その内容を補完し、事業の目的や役割期待を記したのなら、別の書類とここで定義するのもおかしな内容となる。
- P62(2) : 「プラント事業」行政文書では使わない表現になる。「一般廃棄物処理事業」であろう(P64 などにも同様の表現がある)。制約的、制限的な前提条件の場合には、幅を広げることは費用上昇に繋がりがうるが、逆に制約を取り除く前提条件の場合には、費用を低減させることもありえるのでは(断定的に記載しないほうが好ましいのでは)。
- P65 別添事業コンセプト書(REV P68) : 既に前半部で記載したことを再度別の手法、異なった表現で記述しており、あきらかにリダント、不要であろう。
- P66 (3) 2: 確認作業を担う委員会の設置ではなく、前半部にあわせて、「協議の場を設ける」(これが契約上の定期協議の枠組みで実施されても何らおかしくないし、モニタリング自体は日常的な協議の対象以外の何者でもない)。
- P68、第 4 部: 終了時モニタリング: 全文削除すべきであろう。そもそもモニタリングとは民間事業者の契約期間に亘る義務履行を計測、確認するという行為になり、契約終了

時に「モニタリング」という概念そのものが奇異になる。要求水準書とは民間事業者に課せられた期待される義務となるが、これをそのまま管理者が自動的に履行できるとは限らない。「発注者が要求水準書に示す機能を達成しているか否かを確認する」など意味がない。単なる施設の維持管理状況を立会い・確認するだけのものでしかなく、これを終了時モニタリング等という見慣れない言葉で概念規定することは如何なものか。

以上

美原専門委員からの意見（6/24 提出分）

平成 20 年 6 月 24 日

事業実施プロセスに関する WG 委員・専門委員各位
内閣府民間資金等活用事業推進委員会御中(木村様)

美原 融
(専門委員)

標準契約書解説書案等に関する意見提出の件

下記意見します¹。

全体意見

資料1は本来資料2に統合され、同じ文章が資料2に再記されねばならない所、異なった文章・表現を用いていたリ、修正もバラバラで統一性・整合性はとられていない。結果、いたずらにレビューに時間をとられる構成となっており、資料提示のあり方は問題が多い(これが為、下記コメントは複数の資料をクリス・クロスしなければ、チェックできないことをご理解願いたい。かつ一つの資料の指摘は他の資料にも同等に適用されることにご留意願いたい)。また、標準契約書の本体は当初参考資料の一部であった資料2で、WGにより検討の主対象として提示された資料1以上に、本来議論と検討の対象とすべき改定事由と解説・条用例が存在し、これらに関して何ら検討も議論もないままに、全体の合意形成が図られようとしていることに関しては懸念を抱かざるを得ない²。

1. 標準契約書モデル及びその解説(案)の主要な論点:

- P3 下から 6 行目:状況変化 事業環境変化(状況変化では甘い。4 行目に用いられた言葉と同じ表現を用いるべし)
- P3 下から 5 行目:発注者 管理者等(資料2では修正されているが、資料1では修正されていない。これらは同一文書ではなく、バラバラに作成しているため、資料1と資料2は同一ではなくっている)

¹ 引用した文書名、文書のページは提示された書類の文書名、ページ数を採用。

² 意見中重要論点と記した部分は慎重な議論が必要とされる部分になり、単なる事務局による修文で処理すべき問題ではないことを指摘するためのもの。

- P3 2、(1)5 行目:統一的な用語を用いるならば、ここも「市民のためのサービスの価値を最大化」であろう。尚、P3、P4その他において「サービス価値の最大化」「VFMの達成」、「VFMの最大化」など、無意味に様々な修飾用語を用いているが、簡略化、統一化できる部分は、簡略化すべき。過去のガイドラインの表現を活用し、「VFMの最大化」とできる所も多い。
- P4 (1)4 行目。(2)から(8)ではないのか。資料1と資料2の間で矛盾
- P5 2 行目:「重要とある」「重要となる」資料2では修正されているが資料1では修正されていない。
- P5、8、9 行「財務モデルの位置づけ」:「財務モデルは…根拠となるため、…必要がある」。断定的な文章は、後段の解説とも一致せず好ましくない。「…こともあるため…有用である」程度にすべき。全てのケースにつき財務モデルが「必要となる」ことはありえないからである。
- P5、16 行「仕組みが必要である」「仕組みを工夫することも効果がある」。必要であると断定すべきではないのは、全ての係争に「第三者関与」が適切とはならないケースもあるからである(後段の論点を参照)。例えば時間の問題で破たんをトリガーしかねない係争事由の場合、第三者関与(調停)は時間がかかりすぎ適切な解にはならない。
- P5 (4)1 行、文脈がおかしい。「民間のノウハウを効果的に発揮させ、民間の…」
- P5、6:「民間事業者」「選定事業者」。この資料1の解説全文に亘り資料1では部分的にしか修正されていない。一方資料2はほぼ全面に亘り修正されており、資料1と資料2は用語上の整合性が取られていない。その他にも多々あり、以下個別には指摘しない。全て修正すべきであろう。
- P6 (6):「マーケットの…機能しないと考えられる」。主語がないため、一般論として捉えると奇異な表現になる。市場では誰かが方向性を判断し、実践していくわけで、かつ本来「あるべき論」と「実践の在り方」は存在する。国の機関として一定の方向性を定めるのは好ましくないという趣旨ならば、ここに記載する必要はない。削除すべき。
- P7 (7)下から2 行目。病院事業云々は不適切「一部の分野で進んでいる」にすべき。資料2ではこの様に修正されているが、なぜ資料1では修正しないのか?
- P8 (8)「発注者」「管理者等」(資料2では修正されている)。上記と同様に資料1では修正

は全くバラバラで文章間、表現における整合性は一切チェックされていない。

- P7, (10)2 行目、PFI推進委員会等の等とは何か。推進委員会以外に議論する主体がいるのか。下から 5 行目：「所管している省庁」に権限を委ねる書きぶりは適正とはいえない。省庁を削除し、「…個別の事業毎に、それぞれの事業にふさわしい…」とすべき（本件に関しては、類似的な問題が後段に存在し、その見解を参照のこと）。
- P8、下から1行目：「可能なように構成している」
- P9 第1章、1、1、7行目：「書面に残しておく」「合意を契約条件変更として、文書化しておくこと」。不透明な手法で、後刻係争になった場合の論拠となればよいという安易な考えに基づき書面に残すという慣行が市場において存在しているため、より透明性が必要とされることを強調する書きぶりの方が適切であろう。
- P10、 4 行目：表現が不適切で誤解を招きかねない書きぶりになる。「金融機関の観点からも、リスク管理の妥当性に関する評価・検討がありうることに留意する必要がある」にすべき。選定事業者がリスクを負担しても、金融機関は当事者の能力、財政力、資質のみならず、場合によってはスポンサーの関与支援をも考慮するわけで、「金融機関がリスクを取れる、とれない」だけを検討するわけではないためである。
- P10、2、1行目：「方法、方法、方法」とリダグダントな表現になる。例えば「…方法には、様々な考え方があり、…」とする。
- P10、2、 2 行目：「対象の」「対象となる」
- P10、2、 3 行目：「実際のサービスが提供する」では表現としておかしい「実際のサービスが提供される」
- **重要論点**： P12 「財務モデル等の必要性」
財務モデルとは何かの定義も議論もないままに、財務モデルの必要性がうたわれている。財務モデルとは何か、どう使えるのか、また制約は何かに関する解説が本来必要であろう。また、変更の対象次第では、財務モデルは完璧なツールにはなりえないことに留意すべきであろう。例えば前提条件の変更が、自動的にサービス対価への影響等の結果を計算することができるツールとはならないこともある。例えば施設整備費が割賦を前提とする場合で、一部サービス業務の廃止、変更、追加等は、選定事業者による投融資や、融資条件の変更（増減）がありえた場合、財務モデル上の調整が有効だが、現実的にはサービス対価の一部

費用要素で投融資には関係ない部分の調整となることが多いと想定される(変更に伴う増額対価を別の部分では、できる限り別途現金支払といている以上、こうなる可能性が高い)。この場合、必要なのは「財務モデル」ではなく、費用や要素の詳細ブレイクダウンや協力事業者との契約関係規定の詳細であり、これら詳細情報がない限り、「合意」はできにくくなる。モデルが必要と単純に定義することは、実態から大きく離れる。

あくまでも財務モデルは限定された用途のみしか利用できないが、11、12ページの解説は、一部これ以上のものを企図してドラフトされており、修正されるべきであろう。

➤ **重要論点**: P12 「財務モデル等の合意手続き」:

全文に亘り、修正、ないしは大幅削除が必要。「事業計画」を合意することと「財務モデル」を合意することは必ずしも一致しない。財務モデル等としてすべてのケースにつき財務モデルの合意を必要として暗示することは適切とはいえない。「運営開始前の段階で確定したコストに基づく詳細な事業計画の合意」がすべてのケースについて必要とも判断されず、かつこの前提として「財務モデル等の合意」をも暗示するならば、過度の民に対するIntrusionともなりかねず、係争の種をまきかねない。建設費や運営費の詳細は固まっていなくとも、約定義務履行や事業遂行の基本は変わらず、かつサービス対価も変更ない。事業遂行の詳細計画を議論し、合意するのは結構だが、これと事業者の詳細費用構造を全て出させて、合意することは意味が異なる。事業者が如何なる形で、契約上の前提を義務として履行するかは事業者の裁量に係わる問題であって、その経営の在り方の詳細まで管理者等がマイクロ・マネジメントする必要はない。財務モデルの合意は一定の目的(例えば、一定の前提のもとにおける契約解除価格の算定)のために、契約時点で合意しておくもので、アップデートされ、「ブラッシュアップされた詳細事業計画」を、「合意」しなければならない必要性はない。契約後、建設というリスクや事業の体制を整えるリスクを民間主体が担う以上、事業の前提条件は大きく変わらう。この前提を管理者と合意し、財務モデルを開示し、合意する合理的な理由はあるとも想定できない。

尚、変更を容易にするために財務モデルを合意するというのとはなるが、必ずしも効果があるとは限らない。財務モデルをどう活用し、変更するののかの具体的な考えもなく、単に財務モデルとその構成要素を開示させ、合意すれば変更は可能と考えているだけのようと思われる。例えば:

◇ モデルではなくモデルの前提条件(細部ブレイクダウンを含む)が合意されていれば、変更処理の合意をすることは容易で可能となる。財務モデル自体を合意していても、変更の対象となるのはモデルの前提条件を構成する要素でなく、全体費用の中のこの変更部分の位置づけがわかれば修正合意は可能となる。この場合、財務モデルはたとえ合意されていても、おそらく使う価値はない。費用構造の詳細ブレイクダウンが財務モデルに入ることはありえないからである。

- ◇ 財務モデル自体は全体の収益性や事業性を評価するためのもので、費用構造が変わり、ファイナンス条件も変わるとなれば、様々な条件を調整しない限り、実際には変更の際し、財務モデルとしての利用価値はない。一部の費用構造を変えることで、全体の収益構造が変わることに着目し、サービス対価を修正するという考えが市場において受け入れられるとも想定できない。
- ◇ このように財務モデルを利用する変更調整は、全ての前提条件を開示させ、透明化させなければ意味がない。さもなければ単純には使えない。また、事業性の多寡やその変化が、官民間の不信を招きかねないリスクも大きくなることより、何のために、またどう利用できるのかの詰めもないまま、安易に財務モデル合意の必要性を主張することは適切な考え方とはいえない。

➤ **重要論点**: P10 財務モデル等の内容についての留意点:

財務モデル合意の際し、「コストの部分は実態に即したものにする」「コストの部分と SPC の株主に対するリターンの部分を区別する」とあるが、現実を無視している。SPC を構成する株主が協力事業者として様々な工事や業務を担う場合、実質的には費用化され回収されるリターンが存在し、単純に費用とリターンを区別できないのが現実であることを理解する必要がある(劣後融資の金利は例えば費用ではなく、Quasi - Equityとしてのリターンと見ることが適切となる)。「合理的な範囲で財務モデルの前提となる諸条件や数値の詳細につき合意を得ておくことは有用となる」ことくらいはいえるが、コストの中にリターンを隠すことができる事実がある以上、コストとリターンを区別することは、絶対的な考えにはならないことを理解する必要がある。

➤ P12、 財務モデル等の内容についての留意点、3行目、4行目:

財務モデルとは一定の計算上の論理的枠組みを意味し、財務モデル自身の変更ないしは、更新されることはない。変更するのはその前提条件のみであって、財務モデル自体は当初第三者、例えば公認会計士等により計算ロジックの精査を経て、合意した場合、固定され、利用される。この意味では「適切なモデルの更新」などありえず、モデルの計算式を変えるならば何の為にモデルを合意するのか意味がなくなる。モデルと前提条件の考えを混同しているため、かかる文章になっていると思われ、全文修正が必要となる。

➤ P13 II サービス内容の変更に関する規定、3 基本的な考え方:

本解説では官から民に対するサービス内容の変更要求が一方向的に記載されているが、本来、サービス内容の変更とは官民双方にその権利が付与されることがバランスのとれたパートナーシップではないのか。制度変更や努力により不要なサービスを縮減したり、作業手順を簡素化したりすることによる合理化提案なども考えられるのではないか。否定的なことのみを論じるのではなく、現実にあるかかる前向きな規定も記述することが本来好ましい。

- P15、(3)、6行目：「サービスの属性やリスク分担の合理性」と共に「費用への影響度」も勘案しなければ意味がない。
- P15、(4)：文章として意味が通らない。「支払時期を併せて検討する」であろう。また、「SPCが資金調達等を担うことになると、追加的に金利等の調達費用を必要とし、全体費用や支払対価を調整せざるを得ないため、追加的資本支出を一括して、サービス対価とは別途、支払うことが手続き上簡易になる。しかし、…」であろう。
- P16、2行目、3行目：「もっとも…(構成企業に…妥当ではない)」は削除すべき。「構成企業に追加の資本を義務づける…妥当ではない」は市場における参加者による民による価値判断のはずで、公共の立場ですべき判断ではない。即ち、SPC・出資企業と融資金融機関との関係性における判断であるべきで、管理者等は中立的たるべきである。尚、通常かかる変更規定が事業契約に存在する場合、融資契約においてそのインパクトを考慮し、SPC-融資金融機関、融資金融機関-出資者間において、合理的な対応措置が定められるはずで、これがないわけがない。また市場において構成されるかかる合理的な枠組みを管理者は期待することができるわけで、「SPCが資金を調達できなかつたらどうするのか」などは想定しにくい議論の前提になる。予め、資金を調達できる枠組みを構成することが前提となるため、管理者は適切な措置が民間でなされることを期待して、事業契約を締結することができる。これが金融の仕組みのメリットではないのか。勿論後刻デュー・デリジェンスや融資契約等をレビューし、かかる仕組みの存在を正確に理解しておくことが管理者等には求められる。
- **重要論点**：P17、P18「拒否事由」：
P17からP18にかけての追加部分はいかにも不適切な表現になる(金融機関の費用が必要になることがあり、この費用が公共に転嫁されうることを留意することのみ適切)。この解説が管理者にとっての解説である場合、「拒否事由」に該当するか否かの価値判断は合理的な見解か否か、管理者等の意思や判断が、関連者等に不当な負担や、リスク分担を押し付けることになっていないか(公平か、また公平か)否かのみであり、この結果民間関係者が如何なる行動をとるか、また選定事業者がどう事態を掌握して、自らの責任において事を為すかに関し、詮索しても、殆ど意味がない。例えば、SPC(選定事業者)が協力事業者を変えざるを得ないとしたならば、同等の能力、経験のある協力事業者を選定し、これを利害関係者に立証して認めさせ、契約上の義務を着実に履行するのは選定事業者の当然の義務であって、管理者が検討しなければいけない理由がどこにあるのか。また新たな委託先が選定事業者の株主になることなども想定できにくい(資本コストをこの為に新たな委託先が注入しなければならぬ必然性などない)、たとえ株主を変更せざるを得ないとしても、別途約定規定(基本協定等)が胎動し、管理者等の合意や金融機関合意取得がすべての前提になるは

ずで、これら規定に基づき評価・判断すれば良いことであって、拒否事由とリンクする論理的必然性はない。

同様に、状況変化に対応する金融機関事前合意取得は選定事業者が当然果たすべき融資契約上の義務であって、その可否を留意しても意味がない。金融機関が合意するか否かは、スポンサーとのコベナンツも含め、金融機関と SPC/スポンサーとの全体関係の中で判断されることより、金融機関にとり、ポジションをニュートラルにできる手法は他にも存在するからである。管理者等は必ずしもこれを知る必要がないし、金融機関と SPC / スポンサー間の合理的な結論を期待することができる。そのための金融の枠組みではないのか。

- P17 注 16 「パススルー(右から左に同一条件で契約条件を転嫁すること)」と説明すべきであろう。

- **重要論点**: P22、4、(4)注1: 契約文例、「重要契約書の管理者等への開示」に関して
運営協力企業との契約(ここでの対象ではないが融資契約も概念的には類似的になる)など管理者等に係る重要契約の規定の一部を単純に別紙として再記することによりこと足りるとする前提がとられており、この部分に限らず、解説の他の部分でも類似的な考えが記載されているが、透明性を確保する意味でも、これら重要契約書の写しは当然、管理者等が後刻その締結後取得することを前提に契約文例を見直すべきである。これら契約に関しては、管理者等は直接の契約主体ではないが、この文例にある通り、事業契約の規定がトリガーすることにより、協力企業との契約も解除され、管理者等による補償の対象となったり、融資契約を解除せざるを得ない事情が事業契約によりトリガーされた場合、金融機関の被る費用は全て補償の対象になったりする。また、直接契約上、担保の設定・許諾や、融資契約上の期限の利益の喪失がいかなる事象に基づきトリガーし、SPC が融資金融機関との関係において、如何なる規律の支配下にあるかなどを管理者等は正確に状況を把握しておく必要があり、契約時点におけるタムシートの抜粋(別紙)でことたりとする法務的な見解は、問題があると断言せざるを得ない。また、企業秘密として情報を秘匿し、重要契約書類の開示を拒否するという一部民間主体の主張があるが、適切な考えであるとは判断されない。現実に行っている事象で、契約の一部変更を書面で要請した管理者等のケースでは、これら協力企業との契約内容や融資契約の内容が全く開示されていないために、変更に伴う費用的インパクトを正確に管理者等が把握できていない事象が生じている。情報開示は全ての原則であり、この原則を歪める直接的、間接的な契約文例の表記は認められないし、是正されるべきであると考え。

上記にあわせ、守秘義務規定の書きぶりの一部を調整する必要があるか検討を要する。

- P25、実務上のポイント (3): 2 行目: 「これはあくまでも選定事業者が将来支出する費用の内容を決定していく手続き」という表現は不適切であろう。また「契約締結後に詳細を

詰めていくことも考えられる」という文章は、目的や、制約要因を正確に記し、慎重な対応を促さない限り、確実に係争の種になりかねない。

- P31、(2)、「新しい委託先の不履行リスクをどのように評価するかについて留意する」という解説は不適切で、注と共に、削除すべき。委託先を評価し、選定する責任はあくまで選定事業者であって、管理者等ではない。新しい委託先の潜在的な不履行リスクは当然選定事業者が自らの判断で評価し、選定事業者が融資金融機関の同意を得て、かつ管理者等に対して、事業契約に則った責任を履行する。管理者等が「評価」し、「留意する」とは、一対何を如何なる理由で評価するのか。(選定事業者との関連において、管理者等は不必要なレベルにおけるまでマイクロ・マネージメントをすべきではない)。
- P32、 6行目:「管理者等が自らが…」 「管理者等自らが」
- P33、6、条文例、3:「乙が不服である場合の紛争解決手続きの開始の申し立て」を行う場合、対象となるサービス提供とサービス対価を当面どう処理するのかに関する手順を規定しておかなければ、これだけでは不十分であろう。紛争解決手続きは単純かつ即刻に開始し、終了できるものではない。サービス提供は継続されるにしても、対価等が係争の対象であった場合には多様な選択肢もありうる。
- P34、第II章、1概要、6行目以下(文章表現がわかりにくい。下記に訂正されること):「但し、PFI事業契約は、その継続性、有効性に依拠して、民間主体が投融資を実現するものである以上、管理者等による任意契約解除権の行使は、本来想定外の事象になり、選定事業者側に、大きな費用負担を強いることを認識することが必要である。管理者等はこれら費用を補償することが求められるとともに、予め、補償の範囲や額に係る基本的な考えをできる限り明確に選定事業者と合意しておく必要がある。また、管理者等がかかる権利を行使する場合には、合理的な理由があるべきで、安易な任意解除権の行使は、両当事者にとり、様々な問題を生じさせることに留意する必要がある。」
- P34、3 基本的な考え方(1):文章がおかしい。契約行為とはお互いが契約を全て履行するという合理的な了解があるから成立するのであって、なければ契約は成立しないし、契約をすべきでもない。当初の意図が時間の経過や環境の変化に基づき変わってしまうから問題が生じるのであって、「意図をもって…入るべき」では当たり前で意味がない(履行する意図がなければ、契約等すべきではないのは当たり前であろう)。
ここで解説すべきは、長期継続契約に基づく民間主体の投融資とは、投融資金を回収するため、長期にわたり、当該契約の有効性と継続性が保持されることを前提になされるものであって、行政の意思により、この前提が崩れる場合には、大きな犠牲と費用負担が生じるという

事実を指摘することにある。管理者等も選定事業者も金融機関も、当然この長期継続契約上の義務が履行されることを前提とするからこそ契約が成立するのであって、当初からかかる意図がない場合には、契約等してはいけないうし、本来成立しない。この意味では「意図があるべし」では全くおかしい。

- P35、(4) 補償内容:「管理者等の債務不履行時の賠償額と同額」:「同額」という言葉はしっくりこない(契約上の背景や効果が異なるためである。また後段の解説とも合わなくなる)。「補償の額は、管理者等に責めが帰される債務不履行事由に伴う契約解除の賠償額算定と同じ考え方に立脚して算定されるべきである」と修正することが適切であろう。尚、P41等にも同じ表現がある。

- **重要論点**: P36、「優先貸付人への期限前弁済に伴い支払う補償」。
「したがって・考えられる」の内容は、現状の不透明な慣行を追認する側面があり、不適切と考える。融資契約締結と共に、管理者等と融資金融機関との間で直接契約を締結することが前提となる場合には、直接契約上の権利義務を確認するために関連する融資契約のデュー・デリジェンスを実施することは不可避となる。事業契約後、確実に検証せざるを得ない事情が生じることを前提とする場合、事業契約締結時点ではタームシートしか存在しない事実をもって、これで契約を固定する必要性はない。事業契約締結時点ではおおまかなタームシートで条件を確認すると共に、後刻融資契約・直接契約締結時点で融資契約の写しを管理者等に提出する義務を規定すれば事足りる。タームシートの骨格は変わらないであろうが、現実の融資契約の諸条件は、当然変わりうるし、「管理者の同意を得ずして変更できない」とか「補償額は変更前のものをもとに算定する」などの考え方は、現実のダイナミズムを無視して、市場関係者を一定の枠に押し込む考えとなり、適切な考えではあるまい。融資契約は重要関連契約であり、優先貸付人に対する期限前弁済に伴い、基本的にはあらゆる補償がなされることが前提になるのだから、その貸付条件を表す融資契約の条件を管理者等が正確に把握することは当然ではないのか。

尚、タームシートの条件のみを把握することで管理者等の権利義務が充足されうるということを誰が確認できるのか。また、将来における補償額支払に係わる説明責任をこれで果たせることができるのか。内容条件詳細を確認しなければリーガルアドバイザーとして意見書(オピニオン)を出すことなど不可能ではないのか。

(尚、上記のあり方次第により、現状の注 32 の書きぶりは修正されるべきと考える)

- **重要論点**: P38、「財務モデルの合意」。既に前述した論点がある。財務モデルは解除の際の損失補償額算定などには考え方次第では効果を発するが、一般的に「各種変更が生じた場合の算定の根拠になる」程多様な活用が図られると断定するのは問題があるのではないのか。ユニタリータリフとして、サービス対価が一体化している場合には、一定の効果がある。

一方、我が国の主流となる、支払分野毎に支払額が分かれている場合には、全体に対して影響がある事象は限定され、財務モデルよりも財務モデルへのインプット条件を細分化し、これを把握した方が、より効果的になる。この場合は財務モデルではなく、その条件のブレークダウンが効果的ということで、あたかも財務モデルがあれば問題を解決できるとするのは適切な考え方とはいえない。

➤ **重要論点**: P39, 5 留意点(3)その他の留意点:

契約解除の実務は、PFI事業契約書そのものが契約的な根拠とはなるが、現実的には詳細絶対支払額は別途計算せざるを得ず、財務会計上からも管理者等と選定事業者の間で、これら詳細支払に関する合意事項とその実施細則を取り決めるターミネーション・アグリーメント(契約解除議定書)を締結することが常識になる(財務会計上、明確な合意金額が明示的に合意されていない場合は、会計処理ができなくなるため、これが不要ということはありません)。即ち、契約解除は現状の標準契約書案を前提とする場合、必ずその実現のためのインスツルメントを実務上必要とする。この場合、地方自治法の規定に基づき、当然のことながら、契約承認として、議会の議決を必要とする。従い、「任意解除そのものについては特に議会の議決を要する旨の規定はない」と断言することは不適切であろう。表面的な行為や事象のみに着目してはダメで、契約実務として必要となる要素は明確に把握しなければ、確実に誤解を生むことになりかねない。実行上のインスツルメントは契約行為以外の何者でもない。

➤ P41 実務上のポイント: 、 、 :上記コメントに従い、誤解が生じないような適切な表現の修正がはかられるべし。

➤ **重要論点**: P44 より P51「係争処理手続き」

中立的専門家(裁定人)による紛争解決手続きはP44にあるように全てのケースに適用できるとは限らない。また法的拘束力を持たせないことを前提とする場合、その後の手続きは法的拘束力のある仲裁、 裁判手続きの両方を併記すべきである(この二つの意味あいは大き異なる)。裁定人による手続きを義務づける考えは適切な考えとは判断できず、あくまでも一つの選択肢に留めるべきであろう。パスは限定的であってはだめである。我が国には確かに法的拘束力のある仲裁はなじまないとして現実的には一般的ではないが、制度として存在し、その可能性がある以上、裁判手続きと並行して記載することが好ましい。調停と調停は完璧には代替的ではない(特に前者に法的拘束力をかませない以上)。いうまでもなく、訴訟行為とはこれら手順を全てつくした(Exhaust)した後の、最後の手段(last resort)となる。

➤ P49. 図: 上記に伴い、文章内容と整合性を図るため、条文例、調整会議による協議から、仲裁・裁判へ直接行くパスを として、右側に設けるべきであろう。また上記理由により、最後

の箱は基本的には英国と同様に「仲裁・裁判」と記載することが適切となる。

- P50、条文例「紛争調整会議」。上述した理由により 4 項は問題となる。(拘束力をもたない) 中立的第三者による調停は選択肢とすべきであって、義務的なパスとすべきではない。対象となる紛争の内容次第では、好ましくなかったり、時間がかかりすぎたりして、大きな問題を抱える場合には調整会議から、直接、仲裁、訴訟へ行くパスを選択肢として設けることが必要であろう。
- P53(3)、 1 行目から 3 行目:おかしな論理の展開になる。「民間企業は、その分野において事業活動を行わないから…一定の範囲内に抑える」云々を論拠とするならば「PFI上の SPC は単一事業体であって…」という論拠になり、「公共サービスの提供という選定事業者の義務の特異性」につながらない。「公共サービスの提供」という一般論をもって来るから意味が繋がらないので、「公目的達成のために契約上企業の行動が制限される」とでもいわないとつながらない。
- P54、4 (1)、3 行目:「…十分な時間をかけて議論することにより、双方で情報を共有して、協力しながら、正確な影響を評価し、増加費用の軽減に努力することが重要である」であろう。まず「解決」ありきではあるまい。
- P55、 2):「値上げにより、利用者が減少し、リスクプロファイルが変わる可能性がある。従って、利用料金値上げが可能である場合でも、利用者にこれを転嫁することを前提に選定事業者が増加費用を負担することが…」とでも解説することが理解しやすい。
- P56 注 56: 59 ページに全く同じ英国事例の文章が記載されており、まことにリダダント極まりない。同じ内容を二度記載すべきではなく、全文削除すべし。
- P61、6 条文例(サービス購入型)通知など:
2 行目、3 行目は下記の様に修文する。「…必要になる場合、履行に要する費用が増加する場合、又は、これら事象が起こりうると合理的に想定される場合には、速やかにその内容を本契約の相手方当事者に対して通知する。」インパクトの確定に時間を要することもあり、これを待つことなく協議に入れる余地を残すためである。当然のことながら通知する場合には、その説明責任を求められる。次条に費用の詳細提出条件が規定されている以上、相手方に対する通知と協議の開始はできる限り早く実施することが好ましいからである。
- P65、(3)最終文節:極めてわかりにくい文章となる。「期日までに引き渡しができない場合には、所定の期間内に一定の Cure & Remedy を実施できる規定がなされ、それでも達成できな

い場合には予め定められた予定損害賠償金を徴収されることがある程度ではないのか。二重否定の文章でかつ単純に施設整備費を減額するという説明では、全くわかりづらくなる。

- P67 2、(c)タイトルに「定期モニタリング委員会等の設置」とすることは、この委員会を設置するべしとするニュアンスが強く中立化すべきで、「定期的な評価のための協議」にすべき。資料2、P131 においても同様。
- P68、2)、 工事監理業務の独立性: 独立性を強調することは結構なことだが、一方では契約ガイドラインは工事監理を SPC の責務と定義しているため、具体的な手法をヒントとしてでも記載しない限り、これでは理解できない。例えば英国の様に、管理者等、SPC、工事監理会社の三者間契約とし、費用の帰結は SPC が最終的な責任を担うが、管理者等が工事監理会社を管理する。工事監理会社に対する支払行為を利害関係者となる設計会社や SPC とせず、管理者とする、あるいは管理者の代わりに融資金融機関が SPC の費用負担でこの任を担う等である(資金の流れと契約上の作業命令権が利害関係者に集中していれば、いかなる独立性も保持できないことから、これを切り離す考えになる。諸外国でも行われていることより、一定のサジェスションとして市場における慣行の改善を喚起することが得策となる。この場合、従来の契約ガイドラインにあった工事監理の項目は当然修正されなければならない)。この問題に関しては仙台市調査委員会報告書に詳細な可能性が検討されており、参照すべきではないか。
- P70、(3)、1)タイトル: おかしな表現で修正が必要。前半は、「サービス水準を維持するための…」であろうが「インセンティブとしての実効性の確保」では意味が通らない。「サービス水準を維持するための実効性のある動機づけの確保」か。同項目、1行目:「一つの事由」
- P72、注 66: 注釈の内容が資料1と資料2で異なる。資料1ではなく、資料2の記述に統一すること。
- P72 (3): 5行目、「モニタリング委員会」なる用語を規制事実のように用いるのは上述した理由により適切ではない。「定期的な評価のための協議の場」に修正すべし。資料2、P135も同様に修正すべし。
- P76 ポイント : 前段階の説明と合わせるべきであろう。「管理者等にとっての重要度、事象の影響度、深刻度に応じて…」

2. 要求水準書作成指針(案):

- P4 II 前文:異なった概念を一緒にするからわかりづらくなっている。要点は三つであろう。即ち「管理者等が何を求めているかを明示的に示すこと、その実現に際し、民間の創意工夫が最大限発揮されるような配慮をすること、民間の創意工夫が発揮されるサービスの提供について、達成すべき基準を明確に示すこと」
(上記の内、 と は同一条件内に入らないこともありうるため、分けて記載した方が論理的にすっきりし、解りやすくなるためである)。
- P4、(1)1行目:「対象事業にかかる」「係わる」
- P4 (2)「応募者の提案には幅が生じる」と「意思の疎通を図ることが重要となる」とはどう繋がるのか。「提案の幅」とは何か。何が問題かが不明確なため、なぜ重要となるのかが理解できない。「幅があり評価できない」からか、「管理者が期待する一定の基準から大きく離れる提案が出てくる可能性がある」からか。
- P 6 (6)ビジネスプロセス明示の必要性 「業務プロセスを明示することの必要性」
- P 7, 2, (2)「管理者等の意図を明確にするという観点からは、…サービス水準やサービスの内容に関する管理者等の優先順位」
 - 1.
- P 7 2, (3):「モニタリング指標」の詳細は実態に即した変更は考慮の対象になりうるが、支払メカニズムは単純に「実態に即した変更」などありえない。支払メカニズムの変更は重要なりスク・プロファイルの変更に繋がり、契約上のメカニズムが単純に変更されるべきではありえない。指標を実態に即して変更し、これがどう支払メカニズムの変更に繋がるのか? 支払条件の基本は単純に変えるべきものではない。「具体的には…考えられる」文章が長すぎ、理解できにくい。短文化し、解りやすく解説すべき。
- P 10 図:文中一部言葉が欠如している。
- P 11 留意点 「書面化して…添付する」では、前段で修正された内容がここでは修正されていないことになる。新たな文書を作り、これを添付するという文章規定は避けるべき。内容を明確化すればよいだけの話であろう。
- P 12 (2) 課題 5 行目、「…わかりやすく説明する必要がある」

➤ P 23 (3)、 、 : 、 に亘り、明らかに欠如しているのは単なる「意見の一致」を主張するだけでは駄目で、選定事業者に対する「責任の一貫性と一元化」をも管理者等に対し要求することが当然であろう。二つの公的主体が同一客体にあることはありえず、これらは管理者等の内部問題でしかない。選定事業者に対しては、常に意見と責任は一元化していなければ意味がない。この意味では「一本化に努める」だけでは不十分で、一体化した責任を徴求することは当然ではないだろうか。

➤ P 24 : P6 と同様の修正が必要。

➤ **重要論点**: P 29、P30

P29 と P29 は用語の使い方、意味、解説のあり方が混乱しているため、書き直しが必要であろう。混乱は構想・企画段階において判断すべき財政的支払許容度(マクロ的に全体の支払が可能か否か、プロジェクトライフサイクルにおける支払許容度を評価すること)と実施段階において考慮し、判断すべき予算的支払許容度(予算制約、即ち、財政的な支払許容度ではなく、予算という一定の制約要件に入るか否かを評価すること)が考えや表現において混乱して用いられていることによる。

P29 支払許容度の確認:

課題:

課題設定がおかしいのではないかと。後段を見ると財政的支払許容度のことをいっているように思えるが前段では予算的支払許容度の話になってしまっている。予算的支払許容度(予算制約)に見合わない過度の要求水準を設定した場合、事象として生じるのは、 応札額と支払い許容額との乖離により入札が不調になること(誰も応札しない。あるいは予定価格を遙かに上回る応札しかない事象が起こる。事実、入札不調になった事案は一つや二つではないという現実がある)、あるいは 契約自体が成立しないことになる。契約を締結したという事実は、契約時点において、管理者等は合理的に契約対価やサービス対価の支払が予算的支払許容度の範囲にはいっていることを確認した上で契約を締結したことを意味する。支払額と、支払のシクエンスは契約時点で固定されているはずであり、契約後になって、支払許容度(予算制約)上問題となる場合、ないしは「管理者等によって大きな財政負担となる場合」とは、(PFI 事業契約の問題ではなく)当該管理者の財政運営の管理上の問題ではないのか。あるいは当初から財政規律が甘く、曖昧なまま契約を締結したにすぎないということではないのか。

尚、予算的支払許容度の確認とはあくまで、契約前になされなければ意味がない。過度の要求水準とは、市場における対応・応札行為により検証できるはずで、かつ契約前に問題を把握し、是正されることが基本の基本であろう。この結果、無理にPFI契約をする必要性等ない。契約後、自らの財政事情の問題から、要求水準が過度であったことを後刻認めざるを得ない

状況はありうるが、この場合には当初しっかり行なうべきであった財政的支払許容度の判断を間違えたということになる。この場合、管理者等の責めに帰する事由として選定事業者に対し、変更要求し、是正していくことが適切な筋道でもあろう。

上記に伴い、P29 留意点の第一節は適切だが、検討のタイミングの基本は契約締結前であることを留意する必要がある。また第二節は適切な考え方ではない。管理者等の財政状況の変化等を踏まえ、これを確認し、支払許容度を確認せざるを得ない状態であるほど、財政的にぎりぎりの状態にあるならば、本来PFI事業選択等をすべきではないし、そもそもの管理者の判断が適切ではなかったことを含意することになる。要求水準の具体化や詳細化などでかかる財政状況の問題が顕在化するとしたならば、健全な財政運営ではないことの証ではないか。

- **重要論点 P 30 (7)**: タイトルがわかりづらく、P29 の内容や P31 の図とも連動しない。「要求水準書に対応する予定価格の設定」ということか。P30 (7) 課題に記載された内容は、P31 に記載された図とあっていない。図ではあきらかにまず要求水準を固め、実施方針策定後に内容を詰め、その後予定価格を設定するという説明になるが、P29 では全く逆の解説になっている。図の方が適切であろうが、図と解説が全く異なり、全般に調整・修正を要する。要求水準書の記載内容が予定価格が想定する価格レベルと乖離するという事象は、予定価格設定と要求水準策定のタイミングの差異(往々にして議会対策から、中身が固まっていない段階で債務負担行為を設定し、予定価格を設定することがあり、タイムギャップから価格の乖離が生まれる) 要求水準が民の意見や提案を聴取しない限りかたまらないために、結果として予定価格設定に反映されないことなどが理由になる。尚、制度上の予定価格の硬直性の問題が、問題を複雑化させており、この問題も明示的に触れなければ、何が問題なのか、どうすればギャップや課題を克服できるのかのサジェスションにはなりにくいことを理解する必要がある。
- P 33、 (イ)文章の意味がこれでは解らない。「廃棄物処理事業のように、処理量という客観的な数値基準を満たすことが前提となる施設を運営する事業の場合には、…」とでも修正することが適切となる。
- P 51 表のアウトプットは説明が必要、ないしは日本語を用いるべし(縦軸としては仕様のあり方がインプット、アウトプットと内容が記載され、タイトルとしてもアウトプットでは確実に混乱するからである)。
- P 54,(2) 要求水準書作成ノウハウの蓄積・継承、 [ア]: 所管官庁のPFI担当部局のみが主導することは好ましくなく、適切な内容ではない。バランスのとれた考えを取らない限り、確実

にPFIはゆがみかねないからである。下記に訂正すべきであろう。「要求水準書の内容は、事業分野別に異なるが、推進委員会、所管省庁のPFI担当部局などが連携・協力し、地方公共団体や民間団体の参加を得て、情報の収集・集中・整理・公開を進めることなどが考えられる」。

- 上記に伴い P55 の図は不適切であり、リダントかつ付加価値もないため、全部削除すべきである。
- P 63,V 1、4 行目:「必要がある」「添付されることもある」。断定的に義務づけるべきではないし、あくまでも選択肢にすぎない。かつ前半部と矛盾するため修正が必要であろう。
- P 72, 3 未達の場合の措置:(1)修復期間:1, 2 行目の文は文章の意図が不明で第二節ともダブる。パフォーマンスとアベイラビリティを混乱して記載している嫌いがあるのでわかりづらい。問題となる事象が報告されても、修復期間内に修復できうれば、ペナルティポイントや減額の対象にはならないということだけを言いたいのであれば、文を整理し、簡略化すべき。またパフォーマンスとアベイラビリティを前段で定義した以上、各々の未達の場合に触れないのも、解りづらくなっている理由になる。
- **重要論点** P 72、第 4 部、終了時の確認:
本来モニタリングとは関係のない事象をもちこんでおり、極めて不適切、全文削除すべきであろう。過去のガイドラインにもない新しい考えを持ち込んでも全く意味がない。契約終了時点での確認とは、施設と施設の維持管理の状態、状況の確認であって、契約終了後「管理者が施設に求める機能」を「要求水準として規定」することは極めて奇異であり、かつおかしい。通常の運営行為に伴う施設の劣化を考慮した施設の維持管理の状態は確認されるべきで、かつこの状態で事業者が契約終了時までサービスの量と質を維持した場合、当然管理者等が業務を継承しても同等のサービスの量と質が提供できうることが想定されるわけで、事業者が施設の維持管理運営に何ら責任が無い状況において、管理者等が施設に求める機能はコントロールできず、責任外になり、管理者等自らの問題でしかない。
P 74 図当該部分も全文削除されるべき。未達の場合の支払減額の支払とは何か。何を減額するのか。書類の確認、現場確認などのモニタリング方法とあるがこのモニタリングとは何か? 単純な確認行為がなぜモニタリングになるのか。ただ単純に用語を並べただけで、これでは理解のしようがないように思える。

3. VFM ガイドライン改定(案):

➤ **重要論点:**

四、4 評価結果の公表(3)「正当な競争が阻害されるおそれがある場合などにおける情報開示の限定性に関して」

下記ないしは同等の文章を追加すべきである。即ち、「但し、この場合は、事業者選定後の段階で同様式に基づき公表すべきである」、「正当な競争」が実施された後の段階であるならば、非開示とする理由はなくなるからである。また、「正当な競争」を保持するためという理由の濫用を防ぐこと、例え事業者選定であっても、当初の VFM 評価を公表することは、透明性を高め、今後の案件形成の際のフィードバックへの活用に資するという側面もある。

4. 資料2

- 解説部分で、資料1と資料2が同一ないしは同等とみなされる部分に関しては、上記資料1において意見を述べた。一部、下記において重複感があるのは、資料1と資料2で全く、文章が異なる部分もあるからである(これらは本来おかしいわけで、正式に検討対象とした資料1と全て代替すべきであろう)。また、条文例の検証(一部修正、コメント、追加など)に関しては、本来その意図を正確に聴取し、把握しなければコメントすることは不適切でもあり、解説のみでは理解できない部分もあるため、意見を留保する部分もある。但し、明らかに奇異に感じる点に関しては以下コメントしてある。
- 文章全体の様々な部分において、「運営比重の重い」、「運営比重の高い」という二つの用語が全ての資料で散見され、かつ一部を修正したり、修正しなかったり、併用したりして、全く整合性・統一性の無い文章表現が、部分毎に用いられている。全て統一すべし。一部文章は詳細に修正し、他方、何も修正していない部分もある。
- 条文例(案)の中に、期間、日数等を明示する場合、意識的に数値を入れてみたり、括弧でくくらず、日数をそのまま固定していたりする事例があちこちに散見される(全く統一性なく、バラバラで各部分毎に存在する)。個別の案件を想定される部分などもあり、好ましくない。全て、管理者等の判断に委ねるべきで、空白、括弧がきに統一すべきであろう
- P 81 (2)BOT 方式の場合の条文例:なぜ刑務所施設の事例が固有条文例としてこんなところにてでくるのか。写すだけでなく、抽象化すべきであろうが、あまりにも粗雑すぎる。
- P 88、P88 と P89 に全く同じ文章が二度解説されており、リダントになる。尚、文章内容を訂正すべき点は資料1と同一のコメントになる。

- P 90、「案件によってはかなり長いものが添付される」という表現は削除すべし。個別の分野、案件に関し、特定の見解を示し、誘導するものになり、適切な表現ではない。尚、他にも類似的表現があるが同様に、削除すべし。
- **重要論点**： P 104 第 5 章：条文例（運營業務実施体制の確認）
 運営協力事業者の選定には一定の裁量権を付与させ、選定事業者の責任において全体を取り纏めさせることが全ての前提である以上、極めて名目的な「運営協力企業の決定、確認」、「企業の一覧・構成」などで運營業務実施体制が確認できるとする合理的な根拠はどこにあるのか。これが契約時点で固まっているケースもあれば、確かに一部については契約後確認を得るというケースもある。但し、協力企業の決定だけでは「運營業務実施体制を確認」することなど不可能であり、現実により着目し、要求水準書などに準拠した、人員のモビリゼーション・配置 (Staffing Mobilization)、予備訓練 (Dry Run) などをもって (誰が契約的にやると決まっていることを確認するのではなく)、実際の運営できる「体制にあることを確認すること」が本来の運營業務実施体制の確認ではないのか？
 現実を無視し、名目的な企業名の決定に依拠することにどんな価値があるのか？
- P 111、1行目：消しすぎで意味が通らない。
- P 111、下から 9 行目：「能力を評価できる仕組みを導入するように…」であろう。
- **重要論点**：P112 ,3 統轄マネジメント業務の第三者への委託等
 不適切な内容にて修正が必要。「統轄マネジメント業務に当該分野のコンサルティング会社等にしか実施できない業務が含まれる場合には、第三者への委託の必要性が生じる」とは、あくまでも特定の状況、特定の分野における特定なケースでしかすぎず、一般化することは得策ではない。当該分野のコンサルティング会社しかできない業務等は原則存在せず、コンサルティング会社は個人の能力に依拠することが多いため、かかる能力のある個人を選定事業者が雇用したり、コンサルティング会社からの人員派遣により、選定事業者固有のスタッフとして、コンサルティング会社の能力、経験を選定事業者自らが担うことができ、内製化できる可能性もある。またこの可能性を否定すべきではない。(特定分野のコンサルティング企業が優位にたちかねない文章を軌範の中に組み込むことは得策とはいえない)。統轄マネジメント業務の一部をたとえ選定事業者が委託する場合においても、その実態を見るべきであり、通常の委託業務とは異なった Standard of Care をとり、「当該第三者をコンソーシアムの構成企業になることを義務づける」云々は多様な選択肢がある以上、一方的な立場をとらないことが適切であると判断する。
 同様に、P113 の解説記述に関しては一部 Micro-Management 的な要素があり、果たして適切な内容といえるか懸念無しとしない。また、P113 ,114 , 115 に記載の条文例もその一部に

関しては、慎重な検討が必要な部分も散見される。

- P 118 1 行目：「…次の(1)から(9)に掲げる事項を…」
- P 123、条文例：個別の保険金額上限金額を明示的に数値で明らかにすることは得策ではない。数値は全て削除すること。
- P 123、条文例 (2)、2:「刑務所」施設に関する言及は、条文例である以上削除し、中立的なものにすること。
- P 128 条文 2 不可抗力による損害の分担：
不可抗力事由とは例え一定期間継続するものであっても本来初めと終わりが存在し、通常の場合、これを書面で確認しつつ、その期間における効果を検証するという手順をとる。この意味では「事業年度ごとに累計し、当該事業年度…」とはどういう意味か
- P 129 下から 3 行目「案件によっては…」を削除すること。特定分野を言及しており、適切な表現とは想定できない。
- P 133、2 具体的な規定の内容:「統轄する機能が求められる」は選定事業者に求められる能力・機能を解説しているだけであり、これと選定事業者による「モニタリング」がどう繋がるのか。これが「規定の内容」か？
- P 133,4 留意点:「このような機能を果たす組織の一例として各大学における施設部…」は不適切な内容で全文削除すべきであろう(資料 1 では削除してある)。適切な組織、スタッフインテグを整えることは当然だが、なぜここで「大学の施設部」がでてくるのか。類似的な施設関連公的部門の部局は多々存在するが、「大学」が優れてパフォーマンスが良いとは到底考えられない。あるいは指摘することに何らかの意図があるのか。
- P 139 実務上のポイント欄: 資料 1 と資料 2 は全く異なる表現、内容で問題。これは資料 2 では駄目でこれを削除し、資料 1(上記で訂正要求済み)のポイント解説を採用すること。
- P 140 ,1 基本は「サービス無ければ対価はなし」でこれは何も建設期間中に限らないのでは。なぜ建設期間と特定化するのか。運営段階でもサービスが提供されなければ本来支払う必要はないのでは(一部固定的な施設整備費割賦の場合は例外)
- P 140 下から 2 行目「案件によっては…添付される」は不要。

- P 144 2、1 行目、2 行目：極めて理解しにくい文章になる。何を意図としているか明確化が必要。
- P 146、資料 1 と同様のミスが複数散見され、資料 1 に合わせて修正が必要。
- P 146、資料 1 と資料 2 に記載されている内容、加筆訂正などが各々異なる。一体どちらを主張したいのか、資料間で本来同じであるべき、内容が異なる資料を提示し、どちらをコメントするというのか。
- P 149 8-1、資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 150 、資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 150,151、2：資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 152,P153 4：資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 162,(2) : 資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 163 条文例：資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 168 :資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 168(4) :資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 169 (6) :資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 170 図：資料 1 と資料 2 の間で図が異なる。資料 2 は詳細すぎ、焦点が全くぼける不適切な表現が含まれる。これは資料 2 の図を削除し、簡易化された資料 1 の図を利用すること。
- P 170 :その他のコメントは資料 1 において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 173 条文例：資料 1 と資料 2 において内容が異なる。資料 1 は「実用性の有無、事業の性質などに応じて判断されるべき」としており、資料 1 にあわせるべきであろう。関連する資料 2 における条文例は削除されること。

- P 176: 注:資料1において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 180 :資料1において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- **重要論点** P182 4 条文例:
 既に上段で述べているとおり、これはあくまでも参考条文例であって、個別の案件や個別の契約のニーズや実態に即してドラフトされることが本来の筋であることを条文例の冒頭に再記することが適切である(混乱を防止するため)。またこの案文はあまりにも詳細、具体的すぎ、全体の解説書とあわない点も個別事由として記載されている(例:協力企業との契約は〔 〕以内に写しを提出、融資契約の場合には融資契約を締結したことを証する書面を提出とある。かかる考えが適切といえるのかは別問題だが、コベナント事例として記載することにより誤解を有無可能性は大きい。他に明確な記載が無いにもかかわらず、一方的に条文例で規定してしまう考えになる)。例えば……に関する記述などとして項目概念を簡略化し、如何なる項目が Rep & Warranties, Covenants の対象となるのかをより解りやすく项目的に解説することは十分可能であろう。慎重な検討が必要。
 尚、この部分に関しては、WG においても説明されておらず、かつ資料 1 に入っているわけでもない。
- P 193: 条文例:乙の債務不履行による契約解除
 Cure & Remedy の根本概念となる期間(日数)の具体的な表記は、全て削除すべきであろう。規範で決めつけるべきではない。管理者等あるいは選定事業者、融資金融機関にとり、個別の案件の特性に応じて、Cure の期間(日数)は変わりうる。この旨の注記をし、全て実数字は削除すべきである。(後段ででてくる管理者等の部分は適切に削除しながら、選定事業者の部分は数を入れてあるという事実に何らかの意図はあるのか)。
- P 197: 概要及び基本的な考え方: 資料1において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 198: 資料1において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 199: 資料1において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 200、201、204:資料1において指摘した修正コメントと同様のコメント。
- P 216、条文例:日数は〔 〕にすべき。施設によっては考慮すべき前提条件が変わり、必ずしも一般的ではない側面もあるからである。

- P 218 条文例:一部表現を削除するだけでは意味が通らない。この場合には運営に係わりうる情報システム等のデータの移行・移管を示唆しているのだから、これが明示的に分かる文章に書き直さなければ、極めて不親切、かつ理解できにくい。
- P 224、225,226,227: 資料1のコメントと同様のコメント。
- P 232:条文例:資料1のコメントと同様のコメント。
- **重要論点** P 241: 条文例:不可抗力(通知の付与)
この案では、不可抗力の発生、履行不能、履行義務免除と短略的なシクエンスとなっているがこれが適切か、慎重な議論が必要であろう。例えば事象としての不可抗力が発生したと一当事者が思っても反対の当事者は思わない場合がある。事象の発生、一部問題が生じていても、サービスの提供はできるケースもあれば、事象の発生時点では、問題がなくても、関節的に時間の経過とともに履行不能に至るケースもある。法律変更と同様に、まず当事者間に通知をさせ、(たとえ今現実に義務履行不能状態になっていなくても)、事象を認識し、効果を評価し、不可抗力といえるか否かを協議し、その後履行義務免除などへもっていくことが係争の可能性は少なくなる。不可抗力の入り口を狭くするか、広げるかという議論にもなるが、現実には単純ではなく、不可抗力といえるのか明確にわからない事象も多いわけで、これを確認するステップを約定定義するほうが、より合理的な考えであるといえよう。
- P 244-255: 資料1と同様のコメント。

以上